



# 栃木県公報

平成26年  
8月1日(金)  
第2602号

## 目次

### 告 示

- 自衛官及び自衛官候補生の募集期間..... 655
- 自衛官及び自衛官候補生の採用試験の試験期日等..... 655
- 指定施業要件変更予定保安林..... 656
- 救急医療機関の指定..... 658

### 公 告

- 開発行為の工事完了..... 659
- 建築士の懲戒処分..... 659
- 建築士事務所の監督処分..... 659

### 人事委員会

- 平成25年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕(第2回)、栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕(第2回)及び栃木県警察官(特別区分)採用試験〔武道指導〕の実施..... 660

### 調達等公告

- 入札公告(特定調達公告)..... 665
- 入札公告..... 667
- 同..... 668

## 告 示

### 栃木県告示第365号

平成26年度における2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の規定により告示する。

平成26年8月1日

栃木県知事 福田 富一

募 集 種 目 等		募 集 期 間
自 衛 官	一 般 曹 候 補 生	平成26年8月1日(金)～同年9月9日(火)
	航 空 学 生	
自 衛 官 候 補 生	男 子	平成26年8月1日(金)～同年9月9日(火)
	女 子	

### 栃木県告示第366号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称(以下「試験期日等」という。)を次のとおり定めたので告示する。

平成26年8月1日

栃木県知事 福田 富一

募集種目等		試験期日	試験場の名称	試験場の位置
自衛官	一般曹候補生	平成26年9月19日(金)	宇都宮地方合同庁舎	宇都宮市桜5丁目1番13号
			栃木県総合文化センター	宇都宮市本町1番8号
		平成26年9月20日(土)	大田原市勤労者総合福祉センター	大田原市浅香3丁目3578番747号
			宇都宮地方合同庁舎	宇都宮市桜5丁目1番13号
			栃木県総合文化センター	宇都宮市本町1番8号
			白鷗大学東キャンパス	小山市駅東通り2丁目2番2号
	足利市民プラザ	足利市朝倉町264番地		
	2次試験	平成26年10月11日(土)	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	宇都宮市茂原1丁目5番45号
		平成26年10月12日(日)	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	宇都宮市茂原1丁目5番45号
	航空学生	1次試験	平成26年9月23日(火)	宇都宮地方合同庁舎
自衛官候補生	男子	平成26年9月13日(土)	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	宇都宮市茂原1丁目5番45号
		平成26年9月14日(日)	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	宇都宮市茂原1丁目5番45号
		平成26年9月19日(金)	宇都宮地方合同庁舎	宇都宮市桜5丁目1番13号
			栃木県総合文化センター	宇都宮市本町1番8号
		平成26年9月20日(土)	大田原市勤労者総合福祉センター	大田原市浅香3丁目3578番747号
			宇都宮地方合同庁舎	宇都宮市桜5丁目1番13号
			栃木県総合文化センター	宇都宮市本町1番8号
			白鷗大学東キャンパス	小山市駅東通り2丁目2番2号
		足利市民プラザ	足利市朝倉町264番地	
		平成26年10月4日(土)	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	宇都宮市上横田町1360番地
		平成26年10月5日(日)	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	宇都宮市上横田町1360番地
		平成26年10月13日(月)	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	宇都宮市茂原1丁目5番45号
		平成26年10月25日(土)	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	宇都宮市上横田町1360番地
	平成26年10月26日(日)	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	宇都宮市上横田町1360番地	
女子	平成26年9月27日(土)	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	宇都宮市上横田町1360番地	
	平成26年9月28日(日)	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	宇都宮市上横田町1360番地	

## 備考

- 1 航空学生の2次試験に係る試験期日等については、1次試験の合格者に対し別途通知する。
- 2 航空学生の3次試験に係る試験期日等については、2次試験の合格者に対し別途通知する。

(市町村課)

## 栃木県告示第367号

農林水産大臣から保安林の指定施業要件の変更予定通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年8月1日

栃木県知事 福田 富一

## I

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
宇都宮市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## II

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## III

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
日光市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
日光市（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

て縦覧に供する。)

IV

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
足利市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
足利市（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び足利市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(森林整備課)

栃木県告示第368号

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関を次のとおり定めたので、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定により告示する。

平成26年 8 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	有 効 期 限
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 栃木県済生会宇都宮病院	宇都宮市竹林町911-1	平成26年8月1日から 平成29年7月31日まで
医療法人健寿会 小山整形外科内科	小山市雨ヶ谷753	平成26年8月1日から 平成29年7月31日まで
学校法人獨協学園 獨協医科大学病院	壬生町北小林880	平成26年8月1日から 平成29年7月31日まで
医療法人社団萌彰会 那須脳神経外科病院	那須塩原市野間453-14	平成26年8月1日から 平成29年7月31日まで
医療法人杏林会 今井病院	足利市田中町100	平成26年8月1日から 平成29年7月31日まで
医療法人社団 脳神経脊髄脊椎外科サービス 宇都宮脳脊髄センター	宇都宮市一番町1-18	平成26年8月1日から 平成29年7月31日まで
社会医療法人博愛会 那須塩原クリニック・健康増進センター	那須塩原市前弥六51-1	平成26年8月1日から 平成29年7月31日まで

(医療政策課)

## 公 告

## ○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年8月1日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字上郷字三王1720番1の一部	河内郡上三川町大字上蒲生2008番地 4 サンヒルズB棟201号室	中 塚 進 一
(第1工区) 河内郡上三川町大字上三川字庚申塚4309番1	河内郡上三川町大字上三川4888番地	吉 澤 イ ネ 吉 澤 文 明
塩谷郡高根沢町大字大谷字中丸1901番4	宇都宮市ゆいの杜八丁目3番55号グ ランディパレスB103	大 橋 稔 弘
真岡市長田字沖田淵126番2の一部、長田 1915番3の一部	真岡市京泉2189番地63	株式会社ウイル・ コーポレーション
真岡市長田字沖田淵126番2の一部、長田 1915番3の一部	真岡市京泉2189番地63	株式会社ウイル・ コーポレーション
下野市小金井字結城道100番12、104番1	下野市小金井四丁目5番地4	菅 井 光 男
下都賀郡壬生町大字安塚字西原2370番6	宇都宮市西川田本町一丁目5番18号 KMフォーリンハイツ205号	越 智 千 香 子 越 智 聡
下都賀郡壬生町本丸二丁目1635番3	下都賀郡壬生町本丸二丁目15番40号	小 森 康 秀

(都市計画課)

## ○建築士の懲戒処分

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定による処分をしたので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月1日

栃木県知事 福田 富一

- 処分をした年月日  
平成26年7月24日
- 処分を受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号  
金子 俊彦  
二級建築士  
栃木県知事登録第7207号
- 処分の内容  
業務停止3カ月間（平成26年8月1日から同年10月31日まで）
- 処分の原因となった事実  
栃木市内の建築物について、建築確認の手續等が完了してないにもかかわらず、工事に着手することを容認したこと（建築士法第10条第1項第2号該当）。

## ○建築士事務所の監督処分

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による処分をしたので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により次のとおり公告する。

平成26年 8 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 監督処分をした年月日

平成26年 7 月24日

2 監督処分を受けた建築士事務所

(1) 名称及び所在地

株式会社黒子設計事務所  
宇都宮市上大曾町414-5

(2) 開設者の名称及び代表者の氏名

株式会社黒子設計事務所  
代表取締役 黒子 ツタ子

(3) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別及び登録番号

一級建築士事務所  
栃木県知事登録A口第2565号

3 監督処分の内容

建築士事務所の閉鎖14日間（平成26年 8 月 1 日から同月14日まで）

4 監督処分の原因となった事実

株式会社黒子設計事務所に属する建築士であった者が、当該建築士事務所の業務として行った行為を理由として、平成26年 7 月24日に、建築士法第10条第1項の規定により、3カ月間の業務停止の処分を受けたこと（建築士法第26条第2項第5号該当）。

(建築課)

### 人 事 委 員 会

○平成26年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕（第2回）、栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕（第2回）及び栃木県警察官（特別区分）採用試験〔武道指導〕の実施

平成26年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕（第2回）、栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕（第2回）及び栃木県警察官（特別区分）採用試験〔武道指導〕を次のとおり実施するので、競争試験の実施及び任用候補者名簿に関する規則（昭和61年栃木県人事委員会規則第11号）第6条第1項の規定により公告する。

平成26年 8 月 1 日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

平成26年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕（第2回）、栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕（第2回）及び栃木県警察官（特別区分）採用試験〔武道指導〕を次のとおり行います。

1 試験区分及び採用予定人員

試 験 区 分	採 用 予 定 人 員
大学卒業者（男性）	18名程度
大学卒業者（女性）	1～2名
高校卒業者等（男性）	68名程度
高校卒業者等（女性）	16名程度
特別区分〔武道指導（柔道）〕	1～2名
特別区分〔武道指導（剣道）〕	1～2名

2 受験資格

試 験 区 分	年 齢 ・ 性 別	学 歴 等
大学卒業者（男性）	昭和56年4月2日以降に生まれた男性	(1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び平成27年3月31日までに卒業見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者（別表参照）
大学卒業者（女性）	昭和56年4月2日以降に生まれた女性	
高校卒業者等（男性）	昭和56年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた男性	上記以外の者
高校卒業者等（女性）	昭和56年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた女性	
特別区分〔武道指導（柔道、剣道）〕	昭和56年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた男性で、柔道又は剣道に卓越した技能を有する者（「卓越した技能を有する」とは、3段相当以上の段位をいう。）	

※特別区分の詳細については、人事委員会事務局又は警察本部警務課までお問い合わせください。

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 試験の日時、場所及び合格者発表

区分	日	時	場 所	合 格 者 発 表 ※3
第 一 次 試 験	平成26年9月21日（日）		大学卒業者（男性） 高校卒業者等（男性） 特別区分〔武道指導〕 宇都宮市若草2-3-76 栃木県警察学校	10月2日（木）（予定）に 県庁屋外掲示場に受験番号を 掲示して発表するほか、合格 者に通知します。
	大学卒業者 受 付 8:50～9:25 説 明 9:30～10:00 教養試験 10:00～12:30 作文試験 13:30～14:30			
第 二 次 試 験	高校卒業者等・特別区分〔武道指導〕		大学卒業者（女性） 高校卒業者等（女性） 宇都宮市若草2-2-46 栃木県立宇都宮中央女 子高等学校	最終合格者は、12月5日 （金）（予定）に県庁屋外掲 示場に受験番号を掲示して発 表するほか、2次試験受験者 に合否を通知します。
	受 付 8:50～9:25 説 明 9:30～10:00 教養試験 10:00～12:00 作文試験 13:30～14:30 専門試験 15:00～17:00 （専門試験は特別区分〔武道指導〕のみ）			
第 二 次 試 験	身体・体力・ 適性検査	10月16日（木）又は10月 17日（金） ※1	栃木県警察学校	
	口述試験	11月17日（月）～11月 25日（火）のいずれか1 日（土・日除く） ※2		

※1 具体的な日時等は、第1次合格通知でお知らせします。

※2 具体的な日時等は、身体・体力・適性検査日にお知らせします。

※3 合格者の受験番号は、栃木県人事委員会のホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/>）

saiyou/kenshokuin/top.html) 及びモバイル版ホームページ (http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/m/saiyou/) にも掲載します。

#### 4 試験の種目、配点及び内容

区分	種目 (配点)	内 容		
第 一 次 試 験	教養試験 (100点) ※特別区分は (50点)	警察官として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。 試験の程度は、大学卒業者は大学卒業程度、高校卒業者等及び特別区分〔武道指導〕は高校卒業程度です。 出題分野は次のとおりです。(50題出題) 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解(英文を含む。)、判断推理、数的推理、資料解釈		
	専門試験 (50点) ※特別区分の み	〔武道指導〕	武道についての技術の習熟度や技量について実技試験を行います。(道着、防具等を持参してください。)	
		柔道	受身(各種受身を3回程度)、打ち込み(得意技2本、課題技1本を各20回程度)、乱取り(3回程度)	
		剣道	掛け稽古、互角稽古、指導稽古(各3回程度)	
第 二 次 試 験	作文試験 (50点)	警察官として必要な表現力等について、記述式による試験を行います。(60分:800字程度) 作文試験は、第1次試験日に実施しますが、採点は第2次試験で行いますので、第1次試験合格者の作文についてのみ採点します。また、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合は、試験を棄権したものとみなします。		
	身体検査 (-)	身体検査については、次の基準により検査します。		
		性 別	男 性	女 性
		身 長	おおむね160cm以上	おおむね155cm以上
		体 重	おおむね47kg以上	おおむね45kg以上
		胸 囲	おおむね78cm以上	-
		視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上	
		色 覚	職務遂行に支障がないこと。(※詳細については、お問い合わせください。)	
	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。 血液検査(肝機能・血糖・梅毒)及び尿検査(糖尿・たんぱく・肝機能・腎機能)も行います。		
	体力検査 (-)	体力検査については、次の方法により検査します。 前後左右跳び、その場駆け足、腕立伏せ、上体起こし等		
適性検査 (-)	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査します。			
口述試験 (350点)	(集団面接50点) (個別面接300点)	主として人物について、集団面接(1グループ約30分)及び個別面接(1人約25分)による試験を行います。		
資格加点 (30点)	別欄「○資格加点について」に掲げる資格を有する者について、一定点を加点します。			
資格調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。			

(備考)

(1) 第1次試験の総合得点には合格基準を定めており、この基準に達しない場合は不合格となります。

また、「特別区分」にあつては、教養試験及び専門試験の得点についてもそれぞれ合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。

- (2) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定しますが、個別面接試験には合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。また、身体検査の基準に達しない場合も、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。
- (3) スポーツで、全国規模で行われる大会への出場経歴がある場合、第2次試験の個別面接試験の際に評価要素とします。(詳細は、第1次合格通知でお知らせします。)
- (4) 試験問題(教養試験)の一部例題を公表しています。例題の数は教養試験が3題です。例題は、栃木県人事委員会のホームページ又は県民プラザ(県庁本館2階)においてご覧になれます。

#### ○資格加点について

- (1) ア～キの区分において、次に掲げる資格に対して、第2次試験で点数を加点します。
- (2) 1つの区分について1つの資格が申請でき、複数の区分の資格を持っている場合は、3つの区分まで申請できます。
- (3) 特別区分〔武道指導〕については、受験する試験区分と同一の資格加点区分での加点は認められません。
- (4) 申請できる資格は、第1次試験日までに当該資格取得済みのものに限ります。
- (5) 申請方法の詳細は、第1次合格通知でお知らせします。
- (6) 配点は各区分10点です。

区 分	資 格
ア 英 語	(ア) 実用英語技能検定(英検) 2級以上 (イ) TOEIC 470点以上 (ウ) TOEFL <PBT> 460点以上、<CBT> 140点以上、<iBT> 48点以上 (エ) 国際連合公用語英語検定(国連英検) C級以上
イ 中国語	(ア) 中国語検定 3級以上 (イ) 漢語水平考試 4級以上 (ウ) 中国語コミュニケーション能力検定(TECC) 400点以上
ウ 韓国語	(ア) ハングル能力検定 準2級以上 (イ) 韓国語能力試験 4級以上
エ 財 務	日商簿記検定 2級以上
オ 情 報	情報処理技術者試験(国家試験)に合格した者
カ 柔 道	初段以上(講道館認定に限る。)
キ 剣 道	初段以上(全日本剣道連盟認定に限る。)

#### 5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、平成27年4月1日採用予定です。  
大学を卒業する見込みで受験した方は、平成27年3月31日までに卒業できなかった場合は採用されません。
- (2) 採用決定後は巡查に任命され、栃木県警察学校に入校し、初任科生として一定期間の初任教養を受けた後、県内の各警察署(交番)に配属されます。

#### 6 給与及び待遇

##### (1) 給料及び諸手当

平成26年4月1日現在における初任給(給料)は大学卒で204,500円、短大卒で187,500円、高校卒で172,000円ですが、官公庁、会社等に勤務した経験のある者は一定の基準により加算されます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの条件によって支給されます。

(2) 被服

被服は、制服のほか、靴、靴下、手袋等が現品で支給されます。

(3) 住宅

警察学校や各警察署には、職員住宅、独身寮があります。

(4) 医療

地方公務員等共済組合法により、本人・家族とも病気にかかったときは3割（義務教育就学前の場合は2割）負担で治療が受けられます。警察本部には保健室があり、常勤の保健師が健康相談に応じています。

7 受験手続

申込方法によって受付期間が異なるので注意してください。

試験案内・申込書・受験票は、栃木県内の各警察署、交番、駐在所、県庁総合案内、県民プラザ、各地方合同庁舎内の県民相談室、とちぎジョブモール及び栃木県東京事務所でも配布しているほか、栃木県人事委員会のホームページからダウンロードできます。

(1) 郵送・持参による場合

<p>申込先 申込方法</p>	<p>所定の申込書及び受験票に必要事項を記入し、次のところまで郵送又は持参してください。</p> <p>栃木県警察本部警務課 〒320-8510 宇都宮市埴田1-1-20 フリーダイヤル 0120-48-6106 電話 028-621-0110 (内線2652)</p> <p>及び県内の各警察署、交番、駐在所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察本部警務課に直接持参する場合を除き、受験票に、宛先を明記し、52円分の切手を貼ってください。様式をダウンロードして使用する場合は、A4サイズの用紙に印刷し、受験票を切り離して郵便はがきに貼り、宛名を明記してください。</li> <li>・申込みの時には受験票に写真を貼らず、第1次試験当日に貼って持参してください。</li> <li>・郵送の際は、封筒の表に「警察官試験受験申込」と朱書きし、裏には住所及び氏名を必ず書いてください。</li> </ul> <p>※申込書は信書に該当しますので、「郵送」は日本郵便株式会社による信書の送達に限ります。</p> <p>なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねますので、簡易書留郵便等の確実な方法によりお申し込みください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込書の受付終了後、受験票が返送されます。</li> <li>・受験票が到着しないときは、9月16日（火）までに警察本部警務課まで電話で照会してください。</li> </ul>
<p>受付期間</p>	<p>(郵送) 8月1日（金）～9月5日（金）(消印有効) (持参) 8月1日（金）～9月5日（金） 8時30分～17時15分</p>

(2) インターネット（電子申請）による場合

<p>申込先 申込方法</p>	<p>栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」をよく読んでからお申し込みください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子申請による申込み後、10分以内に「到達のお知らせ」が電子メールで送信されます。</li> <li>・申込みの受付終了後、「結果通知発行のお知らせ」が電子メールで送信されます。（申請から3日以内（土・日は含まない。））</li> <li>・受験票を各自でA4サイズの用紙に印刷し、署名及び写真を貼り、はがき大の厚紙に貼って第1次試験当日に持参してください。</li> <li>・「結果通知発行のお知らせ」が届かず、受験票を作成できないときは、9月2日（火）までに警察本部警務課まで電話で照会してください。</li> <li>・パソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。</li> <li>・使用するパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので御了承ください。</li> </ul>
<p>受付期間</p>	<p>8月1日（金） 8時30分～8月28日（木） 17時15分（受信有効） 手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込み手続を行ってください</p>

い。  
電子申請システムの定期・臨時の保守のため、受付期間でも申込みができない場合があります。定期保守は毎月第2水曜22:30～翌8:00、毎週金曜3:00～3:30です。

8 試験結果の簡易開示

試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書（運転免許証、学生証等）を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に人事委員会事務局においでください。電話、はがき等による開示請求はできません。（棄権者は開示請求できません。）

開示請求できる人	開 示 期 間	開 示 す る 内 容	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次合格者発表の日から1か月間	種目別得点、総合得点 及び総合順位	人事委員会事務局 (土・日・祝日を除く 8:30～17:15)
第2次試験受験者	最終合格者発表の日から1か月間		

[別表]

※「2 受験資格学歴等（大学卒業者）」の「(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者」については、下記の1～9のとおりです。詳細は、人事委員会事務局までお問い合わせください。

1	短期大学、高等専門学校を卒業した者等で、独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
2	防衛大学校、防衛医科大学校、独立行政法人水産大学校、海上保安大学校、職業能力開発総合大学校の長期課程、気象大学校の大学部又は国立看護大学校を卒業又は修了した者及び平成27年3月31日までに卒業又は修了する見込みの者
3	外国において学校教育における16年以上の課程を修了した者及び平成27年3月31日までに修了する見込みの者
4	外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年以上の課程を修了した者及び平成27年3月31日までに修了する見込みの者
5	我が国において、外国の大学の課程（当該外国の学校教育における16年以上の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成27年3月31日までに修了する見込みの者
6	専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成27年3月31日までに修了する見込みの者
7	大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、平成5年4月1日以前（医学等を履修する博士課程への入学については平成3年4月1日以前）に生まれた者
8	学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学したことがある者
9	教育職員免許法による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で平成5年4月1日以前に生まれた者

## 入 札 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年 8 月 1 日

栃木県知事      福   田   富   一

## 1 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量 PIN入力兼内容確認装置 30式

(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間 平成27年1月1日から平成31年12月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 借入場所 栃木県運転免許センター及び県内各警察署

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類Pその他のサービス2リース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 平成26年9月19日から同月30日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

## 3 入札の手續等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8510 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

栃木県警察本部警務部会計課出納係 電話028-621-0110（内線2245）

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成26年8月1日から同年9月11日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成26年9月19日（金）午後1時 (1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

イ 開札の日時及び場所 平成26年9月30日（火）午後2時 栃木県警察本部庁舎2階入札室

(4) 入札方法 1の(1)の件名の月額リース料で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 参加資格書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成26年8月1日から同年9月11日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

イ 確認結果の通知 平成26年9月17日までに郵送する。

## 4 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に警察本部警務部会計課で交付するPIN入力兼内容確認装置仕様書に基づき作成した仕様書を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(4) 審査

ア 技術審査 栃木県警察本部交通部運転免許管理課長が、入札者の作成した仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ 技術審査基準 入札者の作成した仕様書が、警察本部警務部会計課で交付するPIN入力兼内容確認装置仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

- (5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約書の作成の要否 要
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Personal Identification Number terminal, 30set
- (2) Time and Date of bidding:  
1:00 p.m., September 19, 2014
- (3) Information is available at:  
Treasurer Section,  
Finance Division,  
Department of Police Administration,  
Tochigi Police Headquarters  
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8510 TEL. 028-621-0110(extension2245)

(警察本部会計課)

### ○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年8月1日

栃木県知事 福田 富一

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入件名及び数量 次期栃木県文書管理システム用サーバ等 一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成26年10月1日から平成31年9月30日まで  
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。
- (4) 借入場所 栃木県庁

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、情報関連サービス又はリース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成26年8月20日から同月29日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 過去5年間のうちに、地方公共団体又は国の機関に、1の(1)と同様の物品の納入又は賃貸借の実績を有する者であること。
- (5) 借入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されている者であること。

## 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号（栃木県庁本館2階）  
栃木県経営管理部文書学事課文書管理担当 電話028-623-2050
- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成26年 8 月20日午後 5 時 (1)の場所に持参又は郵送すること。  
(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

イ 開札の日時及び場所 平成26年 8 月29日午後 1 時30分 栃木県庁本館10階経営管理部会議室 2

(3) その他

ア 入札の方法 1 の(1)の件名で月額リース料で入札に付する。

イ 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書の交付期間及び交付場所 平成26年 8 月 1 日から同月12日までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効 2 の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成 7 年栃木県規則第12号)第156条第 3 号から第 7 号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法 (4)のイの審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則(平成 7 年栃木県規則第12号)第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

ア 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に 2 の(4)及び 2 の(5)に該当する者であることを証する書類並びに文書学事課で交付する仕様書に基づき作成した仕様書を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 審査

(ア) 技術審査 栃木県経営管理部文書学事課長が、入札者の作成した仕様書を(イ)の技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

(イ) 技術審査基準 入札者の作成した仕様書が、文書学事課で交付する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

ウ 契約書作成の要否 要

エ 詳細は、入札説明書による。

(文書学事課)

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年 8 月 1 日

栃木県下水道管理事務所長 毛 部 川 直 文

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

鬼怒川上流流域下水道県央浄化センター消化ガス発電における電力売却  
予定発電電力売却量 2,568,000kWh

(2) 売却内容 仕様書による。

(3) 売却期間 平成27年 2 月 1 日午前 0 時から平成28年 3 月31日午後12時まで

(4) 売却場所 鬼怒川上流流域下水道県央浄化センター  
栃木県河内郡上三川町大字多功1159

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業を営むことについて届出をした者であること。
- (6) 特定規模電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、売却期間の始期までに一般電気事業者が定める託送供給約款に基づき、接続供給契約又は振替供給契約を締結する者であること。

### 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒329-0524 栃木県河内郡上三川町大字多功1159  
栃木県下水道管理事務所総務課 電話0285-53-5694
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
平成26年10月21日午後2時 栃木県下水道管理事務所会議室
- (3) その他 入札説明書は、平成26年8月1日から同年9月30日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで(1)の場所において交付する。

### 4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他
  - ア 入札への参加を希望する者に求められる事項 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める申請書を平成26年9月1日から同月30日までの間に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
  - イ 入札の変更等 鬼怒川上流流域下水道県央浄化センター発電設備工事（工期：平成25年9月24日から平成27年1月16日まで）が予定どおり完成しないことが予想される場合には、この入札の変更等を行うことがある。
  - ウ その他 詳細は、入札説明書による。

(都市整備課)